

平成31年

桑折町農業委員会会議録

第3回総会

平成31年3月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 平成31年3月15日 午後2時25分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男 (欠席)	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

農地利用最適化推進委員

伊達崎・下郡 石 幡 弘 実 南半田 齋 藤 政 勝

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係 長 石 幡 勝 弘

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から平成31年第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

6番 佐藤 親 委員

7番 浅野 国英 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である斎藤 政勝 推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

斎藤委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は現在、リンゴ、タケノコを栽培しておりますが、取得後についても、引き続きこれまでどおりに栽培を行う計画になっています。

今回、譲渡人は相続により農地を取得したが、遠方に住んでいるため、耕作はできないことから、所有権を移転し、譲受人の農業経営規模の拡大を行うもので

あります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、整理番号2、3の所有権移転を審議いたします。

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号2、3（所有権移転） 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である石幡 弘実 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号2、3について、現地を確認してきました。

共に申請地は、譲受人が以前から借り受けし、樹園地として耕作している農地であり、隣接している譲受人所有の農地もあります。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。整理番号2、3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号2、3は原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号4から54、56から87、97、99から119を先に提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号4から54、56から87、97、99から119（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号4から54、56から87、97、99から119の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。整理番号4から54、56から87、97、99から119について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号4から54、56から87、97、99から119は原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号55、91から96については、6番 佐藤 親 委員が借受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号55、91から96の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(6番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

整理番号55、91から96について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号、農業経営基盤強化促進法 整理番号55、91から96（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号55、91から96の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。
それでは採決いたします。整理番号５５、９１から９６について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号５５、９１から９６は原案のとおり決定いたしました。

(６番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号８８については、８番 後藤 益男 委員の同居の親族が借受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第１７条の規定による議事参与の制限により、整理番号８８の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(８番 後藤 益男 委員 退席)

会 長

整理番号８８について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第４号、農業経営基盤強化促進法 整理番号８８（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号８８の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。整理番号 88 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 88 は原案のとおり決定いたしました。

(8 番 後藤 益男 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号 89 については、4 番 小野 策七 委員が借受人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第 17 条の規定による議事参与の制限により、整理番号 89 の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4 番 後藤 益男 委員 退席)

会 長

整理番号 89 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 89 (利用権設定) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 89 の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号 89 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 89 は原案のとおり決定いたしました。

(4番 小野 策七 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号 90、98 については、9番 浅尾 日出夫 委員が借受人と
なっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 17 条の規定による議事参与の
制限により、整理番号 90、98 の審議開始から終了まで退席をお願いいたしま
す。

(9番 浅尾 日出夫 委員 退席)

会 長 整理番号 90、98 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 90、98 (利用権設定) 朗
読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 90、98 の計画の内容については、
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。整理番号 90、98 について、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 90、98 は原案のとおり決定いたしました。

(9 番 浅尾 日出夫 委員 入室し着席)

会 長

暫時休議します。

会 長

再開いたします。

次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律 整理番号 120 から 123 (配分計画) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 120 から 123 の農用地利用配分計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、妥当であると考えます。

会 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了します。

それでは採決いたします。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり決定いたしました。

以上を持ちまして、3 月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

平成31年第3回総会を閉会いたします。

閉 会(午後3時00分)